

# 10月の知的財産スポット講座

## 裁判所を納得に導く訴訟戦術と 知的財産注目判例の解説

～特許関連訴訟実務のアドバイスと、均等論、消尽論等に関する重要裁判例の解説～

**2019年10月8日(火) 10:00~17:00**

講師 三村 量一 氏 三村小松法律事務所 弁護士、元 知的財産高等裁判所 判事

難易度  
中級



- ◆多様化する知的財産権法への理解を深め、実務に対処できる知識をさらに得るために、法律条文のみならず、重要判例を押さえておくことが大変重要です。判例には、具体的な個々のケースに対する裁判所の判断が示されており、知財実務の方向性を示す指針になっています。
- ◆特に、平成29年3月24日最高裁判決の対象となった均等論や平成19年11月8日最高裁判決の対象となった消尽論等の重要論点に関しては、特許権に基づく権利行使の枢要として、知財実務者は、関連する判例の内容につき必ず理解しておかなければなりません。

- ◆本講座は、長年にわたって知的財産訴訟の分野で活躍され、多くの重要判決に携わった元知的財産高等裁判所判事が、午前の第一部では、知財訴訟における様々な戦術などを詳細にお伝えします。午後第二部～第六部では、知財実務において大きな影響を与える「均等論」、「消尽論」等を語る際に必須の重要判決について、事件の概要、争点、判旨、判決に対する見解等を交えて、分かりやすく解説いたします。

**<講義内容>（一部変更になる場合もございます）**

第一部 特許関係訴訟の実務上のアドバイス

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ・特許出願とノウハウの選択  | ・ノウハウの留意事項       |
| ・特許権の行使        | ・権利行使の相手方の対応     |
| ・仮処分手続と本案訴訟の選択 | ・特許侵害訴訟の二段階構造    |
| ・特許侵害訴訟の審理     | ・侵害訴訟における企業秘密の保護 |

第二部 引用発明該当性に関する知財高裁判決

第三部 訂正の再抗弁に関する最高裁判決

第四部 特許権侵害訴訟における均等論

第五部 特許権消尽理論の現状と展望

第六部 非専用品型間接侵害（特許法101条2号、5号）

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◇本講座は、企業や特許事務所で特許出願実務に携わる方々で経験年数が2年～5年の方々にお勧めします。

◆日 時 2019年10月8日(火) 10:00~17:00

◆会 場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室（東京都港区虎ノ門3丁目1-1）

◆定 員 40名

◆講 師 三村 量一 氏 三村小松法律事務所 弁護士、元 知的財産高等裁判所 判事

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円（※消費税込み）

◆申 込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。（<http://www.jiii.or.jp>「知財 ist 研修・スポット講座他」）